

権利変換の処分の公告

本組合の施行地区内において、東京都知事に権利変換計画の変更の認可を受けましたので、都市再開発法第86条第1項の規定により、下記の通り権利変換の処分を公告します。

記

1 第一種市街地再開発事業の名称

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業

2 施行者の名称

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

3 事務所の所在地

東京都港区白金一丁目29番4号 白金TNKビル3階

4 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

東京都港区白金一丁目

1000番、1000番1、1000番2、1000番3、63番1、63番3、63番4、63番6、
63番7、64番2、64番3、64番4、64番5、64番6、64番7、64番8、64番9、
84番2、85番2、86番2、104番4の一部、141番2、141番3

無地番(特別区道第840号線(大久保通り)の一部、特別区道第292号線(地区の南側道路)、特例都道
415号高輪麻布線(放射1号線)の一部、古川の一部)

5 権利変換計画の認可を受けた年月日

平成30年3月29日

6 権利変換計画の変更の内容

配置設計の変更

7 権利変換の変更が認可された年月日

令和6年7月5日

令和6年7月8日

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

理事長 押見裕司

